解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月十四日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

名古屋市名東区高針五丁目一二三九番地
名古屋市梅森坂東土地区画整理組合
清算人代表　浅井　忠良

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月十四日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

名古屋市名東区高針荒田一三一一番地
名古屋市荒田土地区画整理組合
清算人代表　加藤　内匠

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

京都府綾部市若竹町八番地の一
財団法人綾部市みどり公社
清算人　上原　直人

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

名古屋市名東区高針荒田一三一一番地
名古屋市荒田土地区画整理組合
清算人代表　加藤　内匠

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月十四日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

名古屋市天白区荒池一丁目一三一七番地
名古屋市荒池北土地区画整理組合
清算人代表　中島　健

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月十四日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

名古屋市名東区高針五丁目一二三九番地
名古屋市梅森坂東土地区画整理組合
清算人代表　浅井　忠良

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月十四日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

大阪市中央区内本町一丁目一番五号プラスサンビル六階
財団法人精神障害者社会復帰促進協会
代表清算人　麻生　幸二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月九日開催の理事会、評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

和歌山県東牟婁郡北山村下尾井四七六番地
財団法人北山村ふるさと振興公社
清算人　皿屋　英次

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月二日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

高知県香美市土佐山田町八四二番地
財団法人ひまわり保育園
清算人　日向　國雄

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

長崎県南島原市西有家町須川五五
財団法人西有家町学校給食公社
代表清算人　松永　文則

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年四月十六日に群馬県知事の許可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

群馬県伊勢崎市境六三七番地
伊与久南部土地改良区
代表清算人　櫻井　良衛

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年四月二十六日開催の臨時大会の決議により同日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

東京都千代田区神田錦町一丁目二番地一昭栄株式会社内　ゼンセン同盟昭栄労働組合
清算人　久津川　守

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

広島県三原市久井町下津一三九七番地三原市立久井小学校内　財団法人久井奨学会
代表清算人　西迫　實

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

広島県尾道市美ノ郷町中野一〇四七番地の四　財団法人中野会
代表清算人　普家　建夫

解散公告（第二回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

山口県山口市大内長野四五八の五
社団法人山口県精神障害者福祉会連合会
清算人　石部　壽雄
清算人　土屋　建夫
清算人　岡　功

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月二十一日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十四年三月二十六日徳島県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端南一二五番地の一
学校法人成徳高等学校
清算人　山田　和子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月二日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月十五日

高知県高岡郡佐川町乙一七五九番地
財団法人佐川町若草保育園
清算人　刈谷日出男

第70期決算公告

平成24年5月15日

山口県周南市銀座2丁目14番地
株式会社近鉄松下百貨店
代表取締役社長　安井　洋一

貸借対照表の要旨
（平成24年2月29日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,038,178	流動負債	2,682,263
固定資産	748,490	固定負債	182,378
有形固定資産	544,294	**負債合計**	**2,864,641**
無形固定資産	6,002	株主資本	△1,077,972
投資その他の資産	198,193	資本金	50,000
		利益剰余金	△1,127,972
		その他利益剰余金	△1,127,972
		（うち当期純損失）	（641,185）
		純資産合計	**△1,077,972**
資産合計	1,786,668	**負債・純資産合計**	1,786,668